

葉情審第1号

令和5年5月15日

葉山町長 山梨 崇仁 殿

葉山町情報公開審査会

会長 河野 康裕

情報公開審査会諮問書について（答申）

令和5年2月27日付葉総第184号により葉山町長から諮問された「令和5年1月16日付公開請求の情報にかかる情報非公開決定についての審査請求」（以下「本件諮問」という。）について、次のとおり答申する。

1 答申

諮問にかかる情報非公開決定は理由提示（理由付記）の不備という手続上の瑕疵があり、審査庁においては、行政不服審査法第46条第1項の規定に基づき本件審査請求の認容裁決を行った上で、処分庁である実施機関において、令和5年1月16日付でなされた情報公開請求に対して、同条第2項の規定に基づき改めて決定すべきである。

2 理由

（1）本件諮問の内容及び経緯

ア 本件諮問は、令和5年1月16日付でなされた情報公開請求に対して、同年1月18日付で実施機関が情報全てを非公開とする決定（以下「本件非公開決定」という。）を行ったことにつき、同年2月10日付で公開請求者（審査請求人）がかかる決定を不服として審査請求をおこなったことを受けて、同年2月27日

付で葉山町情報公開条例（以下「公開条例」という。）第15条に基づき当審査会に諮問がされたものである。

イ 本件非公開決定において、実施機関は、公開しない理由として「葉山町情報公開条例第5条第4号該当 人事管理に係る事務に関し、公開することにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため。」と記載した。

ウ 令和5年2月17日付で、実施機関は、上記諮問に先立って当審査会宛に弁明書を提出し、改めて非公開決定の理由及び審査請求に対する反論を述べ、審査請求の棄却を求めた。

エ 審査請求人は、公開条例第21条第1項本文に基づいて、当審査会において公開での意見陳述を求め、令和5年3月10日付審査会において、口頭にて意見陳述を行った。

(2) 非公開決定において理由提示を求められる趣旨

ア 一般に、法令が行政処分に理由を提示すべきものとしている場合に、どの程度の記載をすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた各法令の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきである（最高裁昭和36年（オ）第84号 同38年5月31日第二小法廷判決・民集17巻4号617頁参照）。

イ 公開条例第9条第2項において、非公開決定を行うときは、公開請求者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならないと定めているが、本件非公開決定における理由提示が、公開条例の趣旨・目的に照らして十分であったかが問題となる。

ウ 公開条例に基づく情報公開請求制度は、地方自治の本旨にのっとり、町民の知る権利を尊重し、町の諸活動について町民に説明する責務を全うするとともに、町民の町政への参画に寄与することを目的とする（公開条例第1条）。

情報公開請求に当たって、原則として、何人も、実施機関に当たって、当該実施機関が保有する行政情報の公開の請求ができ（同第3条）、実施機関は、公開請求に係る行政情報に公開条例第5条各号に該当する情報のいずれかが含

まれている場合を除き、情報公開を行うべき義務を負う（同第5条）。

エ かかる公開条例の定めを鑑みると、公開条例第9条第2項が理由提示を求める趣旨は、①非開示理由の有無について実施機関において公開請求に係る行政情報が公開条例第5条各号のいずれかに該当するか否かを慎重に判断し、かつ、公正妥当を担保して恣意的判断を抑制すること、及び、②非開示決定を行った理由を公開請求者に知らせることにより、原則として公開されるべき行政情報がいかなる理由において非公開となり、不服申立てを行うか否か、行うとしていかなる理由を元に不服申立てをするかを判断する機会を与えることにあるというべきである。

オ このような理由提示制度の趣旨に鑑みれば、非公開決定書に提示すべき理由としては、公開請求者において公開条例第5条各号所定の非開示理由のどれに該当するのかをその根拠と共に了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、行政情報の種類、性質等と相まって公開請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、公開条例第9条第2項の要求する理由提示として十分ではないといわなければならない。

(3) 本件非公開決定の理由提示は不十分であること

ア かかる見地に立つて、本件非公開決定における理由をみるに、「葉山町情報公開条例第5条第4号該当 人事管理に係る事務に関し、公開することにより公正かつ円滑な人事の確保の支障を及ぼすおそれがあるため。」と記載されており、前段において公開条例第5条4号該当を明記するものの、後段の「人事管理に係る事務に関し、公開することにより公正かつ円滑な人事の確保の支障を及ぼすおそれがあるため。」という記載は、公開条例第5条第4号エ（人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ）をほぼ引き写したにとどまり、公開請求者の公開請求に係る行政情報がなぜ同号エに該当するのかその理由を了知し、不服申立ての要否及びその理由を判断する機会とは与えられておらず、理由提示として十分ではないといわざるをえない。

イ したがって、本件非公開決定における理由提示は十分ではなく、手続上の瑕疵があり、審査請求における実質審理とは別に、手続的正義に反するものであって不相当であるから本非公開決定は取り消されるべきである。

(4) 結論

よって、1 記載のとおり、審査庁においては、行政不服審査法第 46 条第 1 項の規定に基づき本件審査請求の認容裁決を行った上で、処分庁である実施機関において、令和 5 年 1 月 16 日付でなされた情報公開請求に対して、同条第 2 項の規定に基づき改めて決定すべきである。

なお、実施機関において、情報公開の是非を再検討して非公開とする場合は理由提示の趣旨に照らして十分な理由を明らかにした判断を行うべきである。

以上